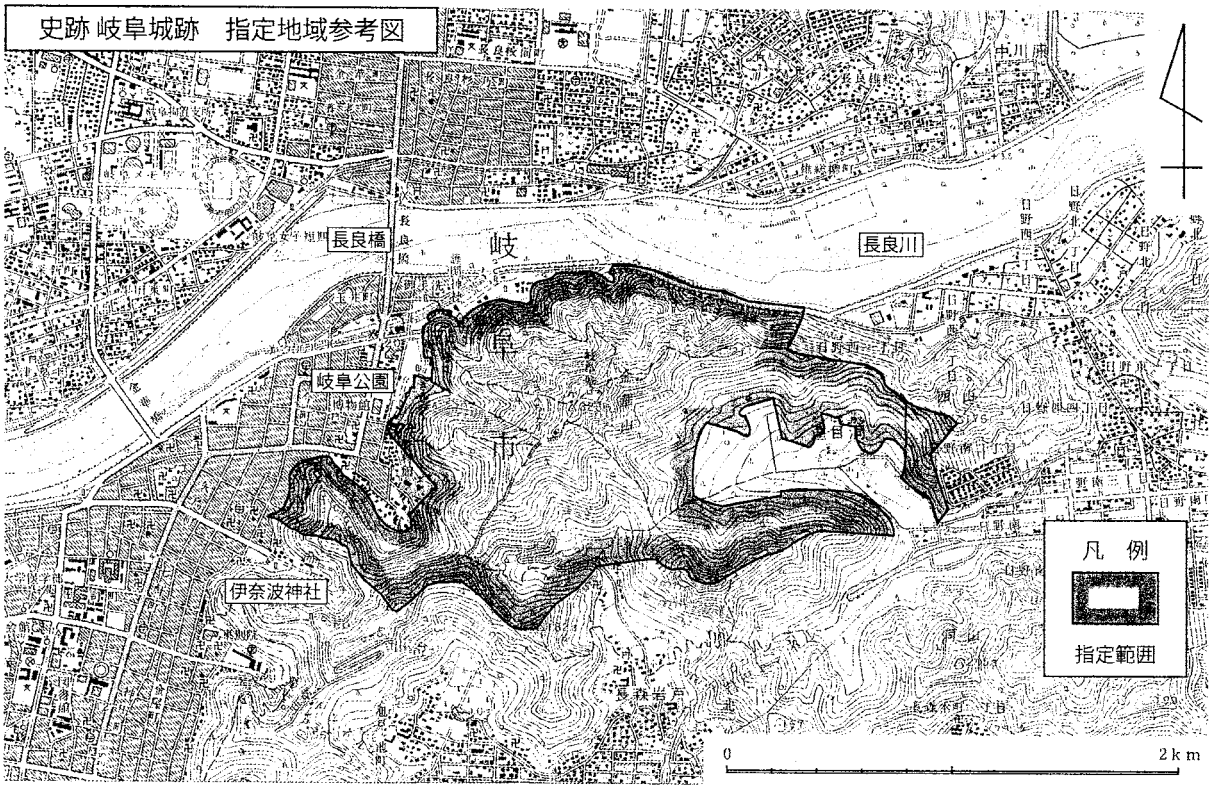


○文部科学省告示第十二号

文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第百九条第一項の規定により、次の表に掲げる記念物を名勝に指定したので、同条第三項の規定により告示する。

平成二十三年二月七日

文部科学大臣　高木　義明

名称	所在地	地域
杉本氏庭園	京都府京都市下京区綾小路通新町西入矢田町	一一六番のうち実測七三五・六七平方メートル、一一八番一のうち実測七六・一四平方メートル 備考　一筆の土地のうち一部のみを指定するものについては、地域に関する実測図を京都府教育委員会及び京都市教育委員会に備え置いて縦覧に供する。

○文部科学省告示第十三号

文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第百九条第一項の規定により、次の表に掲げる記念物を天然記念物に指定したので、同条第三項の規定により告示する。

平成二十三年二月七日

文部科学大臣　高木　義明

名称	所在地	地域
坂州不整合	徳島県那賀郡那賀町坂州字向エ 同　字広瀬 同　字高山平	国土調査法（昭和二十六年法律第百八十号）による第Ⅵ座標系を基準とするNO一地点（X＝九二〇四八・三八六メートル、Y＝七四〇三七五メートル、NO二地点（X＝九二〇六九・八〇八メートル、Y＝七三九五・四六九メートル）、〇八〇・三六六メートル、NO三地点（X＝九二二〇九七三・二六六メートル、Y＝七三九五・三五七メートル）、NO四地点（X＝九二二〇八三・三六二メートル、Y＝七三九五九・六九四メートル）、NO五地点（X＝九二一八・二四六メートル、Y＝七三九三七・〇八二メートル）、NO六地点（X＝九二一一・五二メートル、Y＝七三九二六・四九五メートル）、NO七地点（X＝九二一〇・九六八メートル、Y＝七三九一七・二七三メートル）、〇三一―八一一〇地点（X＝九二一四・八六メートル、Y＝七三九一八・九六メートル）、〇三一―八一一〇九地点（X＝九二一四・八六メートル、Y＝七三九一七・五八メートル）、〇三一―八一一〇八地点（X＝九二一三・九六メートル、Y＝七三九一七・一二四メートル）、〇三一―八一一〇七地点（X＝九二一三・九六メートル、Y＝七三九一八・一七メートル）、〇三一―八一一〇六地点（X＝九二一四・四六メートル、Y＝七三九一八・二八メートル）、〇三一―八一一〇五地点（X＝九二一四・四六メートル、Y＝七三九一八・二八メートル）、〇三一―八一一〇四地点（X＝九二一五・八六メートル、Y＝七三九一八・一七メートル）、〇三一―八一一〇三地点（X＝九二一六・二六メートル、Y＝七三九一七・三〇七メートル）、NO八地点（X＝九二一九・七四五メートル、Y＝七三九一七・〇三〇八メートル）、NO九地点（X＝九二二〇・〇四二六メートル、Y＝七三八二一・八一三メートル）